

令和2年5月1日

生産県配置団体代表 殿
都道府県配置協議会・協会長 殿

一般社団法人全国配置薬協会事務局
(押印省略)

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた
薬局及び医薬品の販売業に係る取扱いについて

平素より、本会運営に格別のご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このことについて、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課より、4月24日付けで本会宛に別添①の写しのおり事務連絡がありましたので、送付いたします。

内容をご確認のうえ、下記の事項にご留意いただき、貴会会員配置販売業者等へのご周知方を願いたします。

記

1 概要

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、外出自粛等の要請をはじめとする緊急事態措置等が講じられ、薬局及び医薬品販売業においても、薬剤師又は登録販売者等の通勤自粛及び休暇の取得等により、必要な人員確保が困難となることも想定されることから、こうした状況下においても、必要な医療提供体制や医薬品の提供体制が確保できるよう、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「法」という。）並びに同法施行規則における薬局及び医薬品販売業に係る体制、手続等の取扱いについて、臨時的・特例的な措置を定め、各自治体の運用において柔軟な対応を促したものの。

2 主な措置内容

■薬局及び医薬品販売業に係る体制、手続等について

- ・ 管理者のウイルス感染等により代行者を指定する場合、一時的な管理であれば、管理者の変更届は要さないこと等

■申請、届出等の手続について

- ・ 事業者の外出や接触を減らすため、申請等の手続は郵送等による方法を積極的に活用すること等

以上